

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号) (抄)

(一般廃棄物処理業)

第七条

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一から三 略

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 略

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 以下略

(産業廃棄物処理業)

第十四条

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ 以下略

(許可の取消し)

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一から三 略

四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき(前三号に該当する場合を除く。)

五 以下略